

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和38年10月は3万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和50年10月から51年7月までは16万円、同年9月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年9月まで
② 昭和50年10月から51年9月まで
③ 昭和52年10月から53年9月まで
④ 昭和55年10月から57年9月まで

ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額と私が所持している給与支払明細書における報酬月額が相違しているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和38年10月について、また、申立期間②のうち、50年10月から51年7月まで及び同年9月については、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることであるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和 38 年 10 月は 3 万 6,000 円に、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間のうち、50 年 10 月から 51 年 7 月までは 16 万円、同年 9 月は 17 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 11 月から 39 年 9 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和 51 年 8 月の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

さらに、申立期間③及び④のうち、昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで及び 55 年 10 月の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも低額であるほか、52 年 10 月から 53 年 6 月まで及び 55 年 11 月から 57 年 9 月までの標準報酬月額については、当該給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、昭和 38 年 11 月から 39 年 9 月まで、申立期間②のうち、51 年 8 月、申立期間③及び④については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 27 日から 41 年 6 月 26 日まで

A社で働いていた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和 42 年 12 月 1 日に支給決定されたこととなっているほか、A社の厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号が申立人の前後である女性 58 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、当該脱退手当金の受給資格を満たしている 48 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人含め 8 名と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に共済組合に加入しており、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとのことであったが、昭和39年3月にA社本社に入社して、同年7月ごろに同社C支店へ異動、その後、40年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社告の写しから判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務（昭和39年7月ごろに同社本社から同社C支店に異動）していたことが確認できる。

また、申立期間当時にA社本社から同社C支店に異動している同僚は、「C支店に転勤した時に厚生年金保険料は控除されていたはずだ。」と供述しており、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該社告において確認できる日付は昭和39年6月30日であるが、B社に照会したところ、「社告の日付は、異動の発令日ではなく社告が出された日付であると思われ、実際の異動発令日は社告の日付の翌日又はそれに

近い日であったと思われる。」との回答があった上、オンライン記録では、当該社告において申立人と一緒に掲載されている同僚4人のうち3人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 2 日から 43 年 5 月 16 日まで
昭和 30 年 11 月 17 日に A 社に入社し、40 年 4 月から 41 年 4 月までの 1 年間は大学校に入学したため休職したが、同年以降は 62 年 4 月まで B 社（現在は、C 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、42 年 12 月 2 日から 43 年 5 月 16 日までの期間が年金未加入となっており納得できない。5 か月間だけ年金記録が抜けるのはおかしいので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C 社から提出された申立人に係る船員保険被保険者票によれば、申立人は依願休職により昭和 42 年 12 月 2 日に船員保険被保険者資格を喪失し、復職により 43 年 5 月 16 日に新たな被保険者証記号番号で船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同票に記載された申立人の船員保険加入期間の記録は、B 社の船員保険被保険者名簿及びオンラインの記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時に乗船していた船名及び同僚の氏名を記憶していないため、申立期間に係る B 社の船員保険被保険者名簿から、船員保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人の船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、B 社の船員保険被保険者名簿には、申立期間について被保険者証記号番号に欠番は無く、申立人の氏名も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月ごろから平成 8 年 4 月 1 日まで
私がA社（現在は、B社）に勤務していた昭和 62 年 4 月ごろから平成 8 年 4 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者記録が無いことがわかった。毎月、給料から社会保険料が控除されていたことを覚えているため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚のうち、当時の経理担当者だった同僚は、「申立人はアルバイトで入社し、10年ほど勤務していたが、勤務日数が不足していたため社会保険には加入していなかった。」と供述していることから、A社は申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、一部未納期間はあるものの申請免除期間となっている上、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、平成8年4月1日資格取得、9年3月3日離職となっており、申立期間に係る加入記録

は無い上、オンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月10日まで
A社で働いていた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金という制度も知らなかったのだから、支給されていない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険記号番号は申立期間と申立期間後は同一事業所にもかかわらず別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 26 日から 45 年 9 月 11 日まで
私は、昭和 44 年 8 月 26 日から 45 年 9 月 11 日までA社でオペレーターとして勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚4人のうち、3人はA社における厚生年金保険の記録が確認できない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時にA社の社会保険の手続を行っていた社会保険労務士から「当事務所が保管している被保険者台帳を確認したが、申立人の氏名は無い。」との回答があった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の原票は無く、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 2 日から同年 7 月 2 日まで
私は、昭和 46 年 4 月 2 日 A 社に入社したが、船員保険の被保険者記録は同年 7 月 2 日資格取得となっており、3 か月の空白期間がある。退職所得の源泉徴収票にも就職日は 46 年 4 月 2 日と記載があり、給与から船員保険料を控除されていたはずであるから、申立期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された A 社発行の昭和 59 年分退職所得の源泉徴収票及び同社から提出された資料により申立人が昭和 46 年 4 月 2 日に入社したことが確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和 46 年 7 月 2 日）に船員保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、「同期は全員、4 月入社となるが、船員保険の加入は乗船した時から加入となるため、待機期間後、乗船する時期によって船員保険の記録は異なる。」との回答があったことから、A 社においては、必ずしも入社と同時に船員保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A 社から提出された船員保険被保険者名簿には、昭和 46 年 7 月 2 日資格取得、59 年 12 月 9 日資格喪失と記載されており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、A 社の船員保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 27 日まで
社会保険事務所（当時）に期間照会したところ、申立期間の事業所の期間については脱退手当金支給済みのため年金額の計算には算入できないと回答されたが、脱退手当金は受給していないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 23 年 3 月 27 日の前後 4 年以内に資格喪失した者 5 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人（申立人を含む。）について資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所に照会したところ、「当時、退職者に対し脱退手当金の説明を行い、再就職の予定が無い人には脱退手当金を請求するよう指導し、請求手続は行っていた。」との回答があったほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 23 年 5 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 10 日から 39 年 1 月 10 日まで
② 昭和 39 年 1 月 11 日から 41 年 1 月 10 日まで

私は申立期間①において、A社で勤務し、申立期間②において、B社からC県の工事現場で勤務し、いずれも溶接の仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したところ、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和 33 年 7 月 31 日に解散している上、当時の代表取締役等に照会を試みたものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、B社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得るこ

とはできなかつた。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

さらに、申立人は申立期間②のうち、昭和39年4月1日から40年2月10日まで国民年金被保険者であり、39年4月から40年1月分までの保険料については納付済みである上、D社に係る厚生年金保険被保険者資格を40年2月10日に取得、44年2月7日に喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 34 年 3 月まで

私は、昭和 31 年 1 月から 34 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）C 工場に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の A 社の業務内容に関する供述と、申立期間当時において同社の厚生年金保険被保険者であった同僚の供述が一部一致することから、申立人が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は他界、又は連絡先不明である上、A 社 C 工場において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、上記同僚の中には、「入社してから 2 年間は臨時工であり、その後正社員となり厚生年金保険に加入した。」と供述している者がいることから、当該事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社 C 工場に照会したところ、「社員であれば労働者名簿があり資格取得等を行っているが、申立人は労働者名簿に記録が無いため、期間工等で勤務されていたと思われる。期間工は当時、資格取得の手続きは行っていないため、申立人の手続きも行っていないと思われる。また、労働者名簿以外に健康保険の加入記録でも確認したが申立人の記

録は無かった。当時は、期間工が多くいたが、社員以外は厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。